

山形県告示第470号

漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）の漁獲量の総量が当該山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、同項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子